

施行後6年を迎えた裁判員制度の評価と課題

— 裁判員法の一部を改正する法律の成立 —

法務委員会調査室 内田 亜也子

1. はじめに

裁判員制度が導入されてから、平成27年5月21日で6年が経過した。同月末までに59,845人の国民が裁判員又は補充裁判員に選任され、7,904人の被告人に対し裁判員裁判による判決が出されている¹。政府は、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下「裁判員法」という。）の附則で定める検討条項に基づき、裁判員制度の検証を行い、法施行後初の見直しとなる「裁判員法の一部を改正する法律案」を第189回国会に提出した。

本法律案は、法務省が設置した「裁判員制度に関する検討会」が、審理が極めて長期間に及ぶ事件について例外的に裁判員裁判の対象事件から除外できる制度の導入等の法整備について提言した報告書等を受けたものである。しかし、国会では、当該除外制度が裁判員制度の趣旨を没却しかねないとの懸念や、「裁判員制度に関する検討会」では法制上の措置を採るべきとされなかった様々な課題に対して更なる検討を求める意見が相次いだ。そして、本法律案は、衆議院で改正法施行3年後の見直し規定を附則に追加する修正が行われた上で、平成27年6月5日の参議院本会議で可決・成立した。

本稿では、本法律案の提出の経緯と審議状況、本法律案の内容を概観するとともに、両院の委員会における主な議論を紹介する。

2. 本法律案提出の経緯と審議状況

(1) 司法制度改革と裁判員法の成立

平成11年7月、内閣に設置された「司法制度改革審議会」²は、平成13年6月に公表した意見書の中で、「一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得る」という見地から、裁判員制度の導入を提言した³。

これを受け、内閣に設置された司法制度改革推進本部の「裁判員制度・刑事検討会」における検討結果を踏まえ、平成16年3月、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案」

¹ 「裁判員裁判の実施状況について」（制度施行～平成27年5月末・速報）（最高裁判所）4、5頁を参照。

² 司法制度改革審議会は、「21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議」し、「調査審議した結果に基づき、内閣に意見を述べる」ために設置された（「司法制度改革審議会設置法」（平成11年法律第68号）第2条）。

³ 「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」（平成13年6月12日 司法制度改革審議会）102頁では、「刑事訴訟手続において、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度を導入すべきである。」と記載している。

が第159回国会に提出された。同法律案は、衆議院において附則に検討条項を追加する等⁴の修正が行われ、同年5月に裁判員法（平成16年法律第63号）が成立した⁵。

（２）裁判員法の施行状況の検討と本法律案提出へ向けた動き

ア 裁判員制度に関する検討会等における検討

裁判員法は平成21年5月21日に施行された。法務省は、衆議院における修正により追加された同法附則第9条を受け⁶、同年9月、法曹実務者や有識者から成る「裁判員制度に関する検討会」を設置した。同検討会は計18回の会議を開催し、法制、運用の両面にわたる意見交換等を行い、平成25年6月21日に『裁判員制度に関する検討会』取りまとめ報告書を公表した。同報告書では、裁判員制度の運用状況についてはおおむね順調であると評価した上で、法改正を要する事項については、①公判審理の期間が極めて長期間に及ぶ事案につき、裁判員の負担が過重なものとなる事態を避ける等の観点から、例外的に裁判官のみによる裁判を実施することとする制度を導入すべき、②甚大な災害等によって、一定範囲の候補者が辞退の申出をした場合には辞退が許可されるであろうことがおよそ明らかであるものの、他方で、辞退の申出自体が著しく困難である場合、裁判所において、例外的にそのような候補者に対して呼出状を送付しないという取扱いを可能にする根拠規定を設けるべき、③非常事態にあるがために出頭が困難であるといった内容の辞退事由に関する法制上の措置を採るべき、④裁判員等選任手続における被害者等の心情に対する配慮を義務付ける規定を新設することが望ましい、とする提言がなされた⁷。

イ 法制審議会における検討

裁判員制度に関する検討会の報告書を受けて、法務大臣は、平成25年10月15日、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に関する要綱（骨子）⁸について、法制審議会に諮問した。法制審議会は「刑事法（裁判員制度関係）部会」を設置して審議を行い、諮問に係る要綱（骨子）の一部を修正した。そして、平成26年7月14日、法制審議会は部会において修正された要綱（骨子）を採択し、法務大臣に答申した。

⁴ ほかに裁判員等による秘密漏えい罪の刑の軽減（1年以下の懲役→6月以下の懲役）等の修正が行われた。

⁵ 平成16年の裁判員法成立過程においては、裁判員の参加する刑事裁判の対象事件の併合・分離に関する問題が解決されていなかったため、この点について検討が進められ、法制審議会への諮問を経て、平成19年3月13日（裁判員法の施行前）、裁判所に同一被告人に対する複数の事件が係属した場合の裁判員の負担軽減を図るため、区分審理制度の創設などを内容とする「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案」が第166回国会に提出され、改正裁判員法（平成19年法律第60号）が成立した。

⁶ 裁判員法附則第9条では、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。」と定められていた。

⁷ 『裁判員制度に関する検討会』取りまとめ報告書（平成25年6月）30～32頁を参照。

⁸ 要綱（骨子）の内容は、①長期間の審理を要する事件等の対象事件からの除外、②重大な災害時における裁判員となることについての辞退事由の追加、③非常災害時において呼び出すべき裁判員候補者等から除外する措置の追加、④裁判員等選任手続における被害者を特定させることとなる事項の取扱いの4点である。

(3) 本法律案の提出と審議経過

政府は、法制審議会の答申に基づき立案作業を進め、平成26年10月24日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第26号）」を第187回国会に提出（衆議院先議）したが、同年11月21日に衆議院が解散されたことに伴い、同法律案は委員会未付託のまま未了（廃案）となった。

平成27年3月13日、政府は、未了（廃案）となった法律案と同内容の法律案（閣法第41号）を第189回国会に提出（衆議院先議）した。

本法律案は平成27年4月20日に衆議院法務委員会へ付託され、翌21日に趣旨説明聴取が、22、24日には質疑がそれぞれ行われたほか、5月12、13日には参考人からの意見聴取も行われた。同月15日、質疑を終局した後、盛山正仁君外3名から改正法施行3年後の見直し規定の追加を内容とする自民、民主、維新及び公明の共同提案による修正案が、清水忠史君から共産提案による修正案がそれぞれ提出され、盛山正仁君外3名による修正案が全会一致、修正部分を除く原案は多数で可決された。そして、5月19日の本会議において多数で修正議決された。参議院では、5月20日に法務委員会へ付託され、翌21日に趣旨説明聴取が、26日に質疑がそれぞれ行われたほか、28日には参考人からの意見聴取も行われた。6月4日、質疑を終局した後、仁比聡平君（共産）から修正案が提出されたものの⁹、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数で可決された。そして、6月5日の本会議で多数をもって可決、成立した。なお、衆議院法務委員会において計8項目、参議院法務委員会において計6項目の附帯決議が付された。

3. 本法律案の概要

(1) 審判に著しい長期間を要する事件等の対象事件からの除外

審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたる事件等（以下「長期審判事案等」という。）について、例外的に、当該事件の審判に関与していない裁判官の合議体による決定で、裁判員の参加する合議体で取り扱う事件から除外し、裁判官のみの合議体で審判を行い得ることとする。

(2) 災害時における裁判員等選任手続の特例

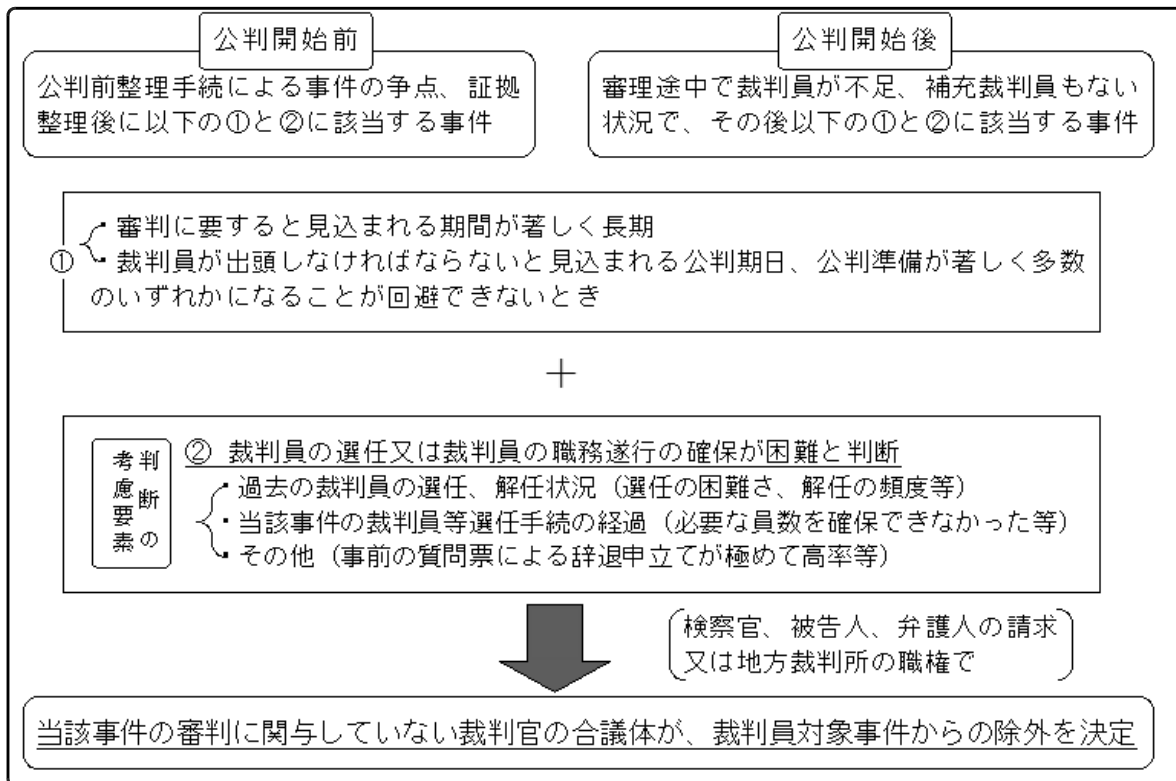
重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要がある裁判員候補者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができることとする。

著しく異常かつ激甚な非常災害の被害を受け、交通が途絶するなどした地域に住所を有する裁判員候補者又は選任予定裁判員については、裁判員等選任手続への呼出しをしない

⁹ 修正案の主な内容は①長期審判事案等の対象事件からの除外規定の削除、②否認事件についての対象事件の拡大と当該規定の3年後の検討、③刑事裁判の原則についての裁判員等への説明義務、④死刑判断に関する評決要件の見直し、⑤裁判員等の心理的負担の軽減措置、⑥裁判員等の守秘義務の罰則の見直し、⑦証拠の全面開示、取調べの全面可視化、取調べの際の弁護人立会いの各制度導入に関する刑事訴訟法の改正である。

ことができることとする。

図表 1 審判に著しい長期間を要する事件等の対象事件からの除外



(出所) 法務省資料を基に作成

図表 2 災害時における裁判員等選任手続の特例

災害の種類	対象者	選任手続に係る措置
重大な災害 (例) 豪雨で裏山が崩壊	裁判員候補者のうち、生活基盤に著しい被害を受け、生活再建のための用務を行う必要がある者(例)自宅崩壊の為建て直す必要有	対象者が辞退申立てをすることを認める
著しく異常かつ激甚な非常災害 (例) 東日本大震災	①郵便物の配達、取集が極めて困難 ②交通が途絶、遮断されている ①、②のいずれかの地域に住所を有する者	裁判所が、対象者について裁判員候補者等の呼出しをしないことを認める

(出所) 法務省資料を基に作成

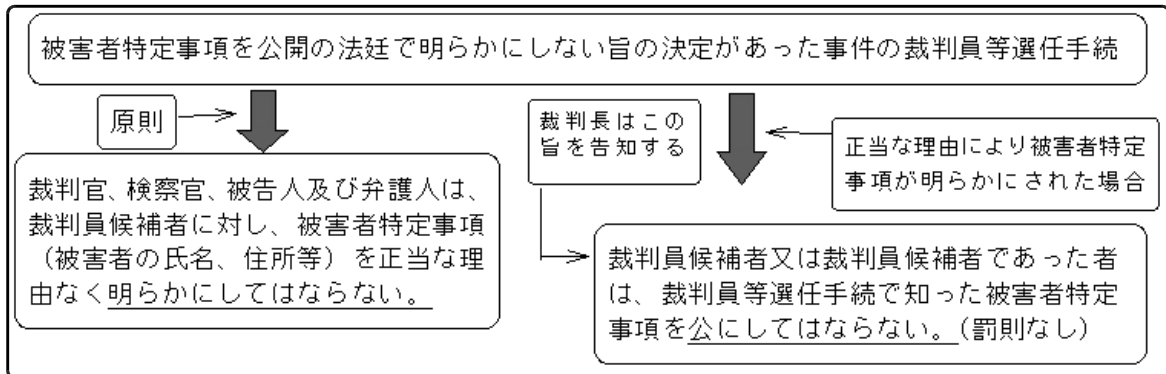
(3) 裁判員等選任手続における被害者特定事項の取扱い

裁判官、検察官、被告人及び弁護人は、被害者の氏名、住所等の被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定があった事件の裁判員等選任手続においては、裁判員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項を明らかにしてはならないこととする。

裁判員候補者又は裁判員候補者であった者は、裁判員等選任手続において知った被害者

特定事項を公にしてはならないこととする。

図表3 裁判員等選任手続における被害者特定事項の取扱い



(出所) 法務省資料を基に作成

(4) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(5) 検討（※衆議院における修正により附則に追加）

政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置を講ずる。

4. 国会における主な論議（要旨）

(1) 裁判員制度の総括的な評価

本法律案の審議に当たり、まず、裁判員制度施行後6年間の実績、評価が議論となった。

委員会に出席した参考人からは、調書裁判から国民に分かりやすい裁判へ転換した、司法が身近になった、取調べの可視化や保釈率の上昇、証拠開示等様々な刑事司法の改革につながったとの肯定的な意見が述べられた一方で、裁判員の負担に配慮する余り審理期間、争点、証拠等が過度に絞られ、真相究明が図られない裁判があるとの意見も出された¹⁰。

法務大臣は、裁判員裁判により、平成27年3月末までに7,700件以上の事件が判決に至り、58,000人以上が裁判員・補充裁判員として熱心に審理に取り組んできたこと、裁判員等選任手続への裁判員候補者の出席率が76.2%と高いこと、裁判所による裁判員経験者に対するアンケートでは大変良い経験をしたとの回答が95.9%であること等から、本制度はおおむね順調に推移し、国民の間にもいい方向に定着してきていると思うと述べた¹¹。こ

¹⁰ 第189回国会衆議院法務委員会議録第12号4、5、8頁（平27.5.12）、第13号14頁（平27.5.13）、第189回国会参議院法務委員会会議録第14号3、5頁（平27.5.28）

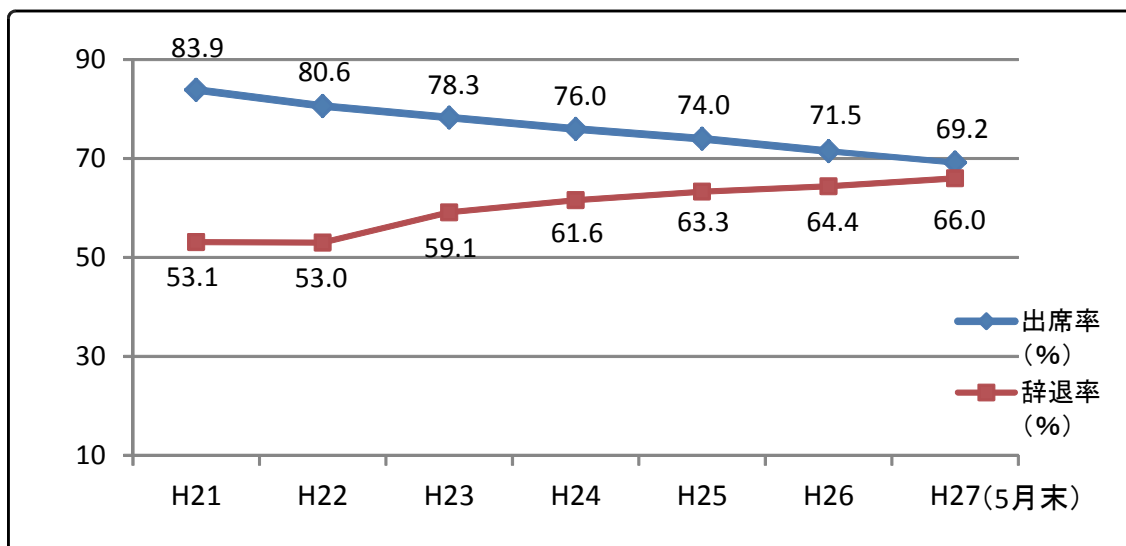
¹¹ 第189回国会衆議院法務委員会議録第10号1、2、5、22頁（平27.4.22）、第189回国会参議院法務委員会会議録第13号5頁（平27.5.26）

れに同調する意見¹²がある一方で、裁判員制度が社会に定着しているとの回答が31%、本制度を評価しないという回答が53%との平成27年3月の日本世論調査会による調査や、裁判員裁判に参加したくないとの回答の割合が平成21年度の80.2%から平成26年度の86%と増加している最高裁判所の「裁判員制度の運用に関する意識調査」の結果等から、本制度がおおむね順調である、又は国民の間にいい方向に定着しているとの評価を疑問視する意見や、本制度の更なる検証が必要との意見も多く出された¹³。

(2) 裁判員候補者の辞退率・選任手続への出席率の傾向と対応策

裁判員制度施行以来、選定された裁判員候補者の辞退率の上昇と裁判員等選任手続へ出席を求められた裁判員候補者の出席率の低下が続いており（図表4）、これを問題視する意見が相次いだ¹⁴。

図表4 裁判員候補者の辞退率、裁判員等選任手続への出席率の推移



（出所）「裁判員裁判の実施状況について(制度施行～平成27年5月末・速報)」(最高裁判所)5頁を基に作成

最高裁判所事務総局（以下「最高裁」という。）は、出席率の低下の原因について、国民の裁判員制度への理解と支持が十分に得られていないこと、裁判員経験者が「良い経験だった」としている裁判員裁判の経験が、国民全体として共有されていないことが一因と考えられるとして、裁判所としても、出席率低下の歯止めにつながるような広報活動に取り組んでいくと述べた¹⁵。法務大臣は、辞退率については個別事件で各裁判所が判断した

¹² 第189回国会参議院法務委員会会議録第15号2、7頁（平27.6.4）

¹³ 第189回国会衆議院法務委員会議録第10号5、22、23頁（平27.4.22）、第189回国会参議院法務委員会会議録第13号9、10頁（平27.5.26）

¹⁴ 第189回国会衆議院法務委員会議録第10号14、19、20、23頁（平27.4.22）、第11号4頁（平27.4.24）、第189回国会参議院法務委員会会議録第13号1、2、9頁（平27.5.26）

¹⁵ 第189回国会参議院法務委員会会議録第13号2頁（平27.5.26）

結果であるので所見を述べるのは控えたい、出席率については約7割であるので国民の参加意識は依然として高い水準にあると考えているが、裁判員制度は国民の主体的・積極的な参加が何よりも重要であり、国民の多くが裁判員裁判に参加することへの不安を抱いているとの最高裁の意識調査もあることから、今後、出席率等の推移の分析と対策について関係機関と連携して行うとともに、学校や地域の集会における説明会や法教育への取組、裁判員裁判に参加しやすい環境整備について、一層の努力をしていくと述べた¹⁶。一方、裁判員候補者が辞退理由を偽った場合や正当な理由なく裁判所に出頭がなかった場合の罰則規定（裁判員法第110条、第111条）をもっと積極的に適用すべきとの意見に対しては、法務大臣は、法律の定めなので該当事案があれば適用すべきであるが、まずは裁判員制度への国民の理解を得ることが先決として、広報啓発活動に全力で取り組みたいと述べた¹⁷。

なお、両院の法務委員会において、辞退率の上昇及び出席率の低下の調査・対策、裁判員裁判に参加しやすい環境整備の更なる取組等を求める附帯決議が付された¹⁸。

（3）長期審判事案等の対象事件からの除外規定の趣旨、要件

本法律案による改正事項のうち、特に、長期審判事案等の裁判員制度の対象事件からの除外規定については、国民の関心が高く、社会的影響も大きいと思われる重大事件を対象から除外する可能性があるため、裁判員制度の趣旨との関係で議論が集中した。

まず、立法事実が曖昧であるとの意見に対し、法務省は、これまでに審判が行われた裁判員制度対象事件の中には審理期間が相当長期間となる事案も散見され、今後、審理期間が更に長期化する事案の発生も否定できない、そのような場合、裁判員の辞退者が続出する等して判決までたどり着かないといった事態も想定し得るが、現行法の下ではあくまでも裁判員による合議体で審理を行わざるを得ないため、裁判手続が立ち行かなくなることを未然に防ぐための立法措置として本規定を設けるものであり、本規定を設ける具体的な必要性があるという点で立法事実が認められると答弁した¹⁹。なお、法務省は、裁判員制度の趣旨に照らすと、これまで実施された裁判員裁判と同程度の審理期間となる事案については、今後も通常裁判員の参加する合議体で審理されるものと考えており、本除外規定の対象となる事案は極めて例外的な場合に限られるとも答弁した²⁰。

裁判所による恣意的な除外決定を防ぐため、当該除外規定の要件である「著しく長期」又は「著しく多数」に該当する基準を明確化すべきとの意見に対しては、法務省は、例え

¹⁶ 第189回国会衆議院法務委員会議録第10号19、20、23頁（平27. 4. 22）、第189回国会参議院法務委員会議録第13号9、10頁（平27. 5. 26）

¹⁷ 第189回国会衆議院法務委員会議録第10号14頁（平27. 4. 22）

¹⁸ 参議院法務委員会の附帯決議では「裁判員制度施行後の辞退率の上昇及び出席率の低下について十分な調査を行うとともに、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、法教育や裁判員制度の意義及び内容に関する広報啓発活動を拡充し、裁判員経験者の体験を広く国民が共有できるよう努めること。」「地方公共団体、企業等との協力体制を強化して、特別な有給休暇制度の導入や託児・介護施設の優先的利用等、仕事や家庭を持つ国民が裁判員等として活動しやすい環境の整備について更に積極的に取り組むこと。」とされ、衆議院法務委員会においても、同趣旨の附帯決議が付された。

¹⁹ 第189回国会衆議院法務委員会議録第14号14頁（平27. 5. 15）

²⁰ 第189回国会衆議院法務委員会議録第10号2頁（平27. 4. 22）、第11号18頁（平27. 4. 24）

ば6か月、1年などの具体的な期間を定めると、審理計画のわずかな差により除外の可否が分かれることになること等から、やはり事案ごとの個別事情で判断すべきであり、一律の基準で定めるのは性質上困難であると答弁した²¹。また、当該除外決定の要件は、著しく長期にわたること等を「回避することができない場合」という客観的事情と、裁判員等選任手続の経過等の様々な事情を考慮して裁判員の選任が困難であると認められる客観的事情が必要であると、厳格に定めており、その判断は当該事件の公判審理を行う受訴裁判所とは別の裁判官の合議体が行い、更に除外決定については即時抗告ができることから、意図的に裁判員制度対象事件からの不当な除外が行われる余地はないと答弁した²²。

国民の司法参加の機会を制限しないためにも、一旦必ず裁判員候補者を呼び出して、裁判員等選任手続を行うことを必要的要件として規定すべきとの意見も出された²³。これに対し、法務大臣は、過去に除外決定があった事案を大きく超える審理期間の場合や審判期間が数年間に及ぶものについては、選任手続を行わなくても除外の要否の判断が可能な場合があるとして、消極的な見解を示した²⁴。もっとも、立案当局が立案時に想定していたところでは、除外決定の要件である「他の事件における裁判員の選任又は解任の状況」という考慮事情は、現時点でそれを満たす事件がないので、今後、法改正後に除外決定がなされる場合、まずは裁判員等選任手続が行われ、その経過等を考慮事情として、除外決定の可否が判断されるものと考えている旨の答弁もなされた²⁵。

なお、両院の法務委員会において、長期審判事案等の対象事件からの除外決定が例外的な措置であることを踏まえた運用を求める附帯決議が付された²⁶。

(4) 災害時における裁判員等選任手続の特例を設ける趣旨

東日本大震災の経験等に鑑み、本法律案では、災害時の対応に関する改正事項が盛り込まれた。まず、重大な災害時における辞退事由を追加する趣旨について、法務省は、重大な災害により生活基盤に著しい被害を受けるなどした裁判員候補者に対し、辞退が認められるのは相当であると考えられ、現状でも、既存の辞退事由の規定を適用して、そのような者に対して辞退が認められる場合があったが、現行法上は明確な辞退事由の規定は存在

²¹ 第189回国会衆議院法務委員会議録第11号5頁(平27.4.24)

²² 第189回国会衆議院法務委員会議録第11号8、17、18頁(平27.4.24)

²³ 第189回国会衆議院法務委員会議録第11号7、11頁(平27.4.24)、第12号4、10頁(平27.5.12)

²⁴ 第189回国会衆議院法務委員会議録第11号7頁(平27.4.24)

²⁵ 第189回国会衆議院法務委員会議録第11号11頁(平27.4.24)

²⁶ 参議院法務委員会の附帯決議では、「長期間の審判を要する事件等の裁判員対象事件からの除外手続については、司法の国民的基盤の確立を目的とする裁判員制度の趣旨に鑑み、その決定は極めて例外的な措置であることを踏まえた的確な運用がなされるよう周知徹底すること。」とされた。衆議院法務委員会の附帯決議でも同趣旨の事項が付されたほか、「審判に著しい長期間を要する事件等の対象事件からの除外決定は極めて例外的な措置であることに鑑み、除外の要否の検討を行う前提として、関係者の協力の下、公判前整理手続等において必要な審理期間及び公判期日等についての十分な検討を行うとともに、できる限り裁判員等選任手続の実施を図り、裁判員裁判を実施するために最大限の努力を尽くすことなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知徹底に努めること。」とされた。

しなかったことから、本規定を設けようとするものであると説明した²⁷。また、非常災害時における呼出しをしないという措置を設ける趣旨について、法務省は、東日本大震災の後、仙台地裁、福島地裁本庁、福島地裁郡山支部及び盛岡地裁において、一定の被災地域に住所を有する裁判員候補者に呼出状を送付しない措置が採られており、これは当時の特殊な状況に鑑みて現行法に照らしても許されないわけではないと考えられるところではあるが、一方で、法的な根拠がなく問題ではないかとの指摘も見られたことから、そのような措置について明確な根拠を与えようとするものであると説明した²⁸。

(5) 犯罪被害者等のプライバシー保護と配慮の在り方

本法律案では、裁判員等選任手続において被害者特定事項を正当な理由なく明らかにすることを禁止するとともに、裁判員候補者の守秘義務に関する規定が盛り込まれた。その趣旨について、法務省は、現行法上、裁判員等選任手続において、裁判長等が裁判員候補者に対して被害者との関係の有無を質問することができるが、その場合、被害者の氏名等の被害者特定事項が裁判員候補者に伝わる事態が想定され、刑事訴訟法の被害者特定事項の秘匿決定がなされるような被害者のプライバシー等の保護の要請が高い事件についても、秘匿決定の効果や裁判員の守秘義務は裁判員候補者には及ばないことから、被害者の権利利益の保護に万全を期すため、本規定を設けることとしたと説明した²⁹。

また、本規定は、「正当な理由がなく」裁判員候補者に被害者特定事項を明らかにしてはならないとされたが、「正当な理由」の意味について、法務省は、裁判員等選任手続では、裁判員候補者が事件に関連する不適格事由に該当しないか等を判断するため、裁判員候補者と被害者の関係を把握する必要がある、それを確認するために被害者特定事項を明らかにせざるを得ない場合は「正当な理由」があるということになると説明した³⁰。

さらに、裁判員候補者に係る守秘義務違反に対して罰則を設けていない理由について、法務省は、裁判員候補者は裁判所からの呼出しに従い裁判員等選任手続に出頭し、被害者特定事項も、裁判官等から一方的に明らかにされる立場であることから、その言動に過度の制約を課すのは相当でないと考えられること、また、もし守秘義務違反が生じた場合、事案によっては民法第709条の不法行為が成立し、その場合当事者間で民事上の措置が採られ、さらに、名誉毀損罪が成立することもあり得るので、その場合は刑事罰の対象になると説明した³¹。

一方、委員会に出席した参考人からは、性犯罪被害者は事件のことを知られたくないとの思いが強く、プライバシーが露呈された時の被害も大きいことから、本規定の「正当な理由がなく」の文言削除と裁判員候補者の守秘義務の罰則規定を求める意見が出された³²。

²⁷ 第189回国会衆議院法務委員会議録第10号3頁（平27.4.22）

²⁸ 第189回国会衆議院法務委員会議録第10号3頁（平27.4.22）

²⁹ 第189回国会衆議院法務委員会議録第10号3頁（平27.4.22）

³⁰ 第189回国会衆議院法務委員会議録第11号9頁（平27.4.24）

³¹ 第189回国会衆議院法務委員会議録第11号9、10頁（平27.4.24）

³² 第189回国会衆議院法務委員会議録第13号1、2頁（平27.5.13）

(6) 裁判員の心理的負担軽減の在り方

NHKが平成22年5月に裁判員経験者等へ行ったアンケートで回答者の67%が裁判員を務めて心理的負担等を感じたとする調査結果や、福島県の元裁判員が遺体のカラー写真等の凄惨な証拠を見聞きしたこと等により急性ストレス障害になったとする国家賠償請求事件等を背景に、裁判員の心理的負担の軽減策が大きな課題の一つとして取り上げられた。

ア 裁判員を務めることに伴う心理的負担の軽減策

裁判員制度に対する国民の参加意欲が高まらない理由の一つとして、裁判員の職務への不安感が高いことが挙げられていることから、裁判員候補者等に対する裁判員の職務等についての説明方法が議論となった。これについて、最高裁は、裁判員候補者名簿に登載された候補者には、裁判員制度の概要や裁判員の職務に関するパンフレット等を送付するとともに、名簿登載者用のコールセンターの開設や各裁判所における電話対応を行い、裁判員等選任手続期日の呼出状送付の際には裁判員制度についてより詳しく解説したパンフレット等を同封している、選任手続当日は各裁判所において適切に辞退事由の説明をするなどして選任手続を行い、選任された裁判員等に対しては、裁判員の負担軽減という観点も踏まえた説明や対応を工夫していると答弁した³³。

最高裁判所が設けている無料の相談窓口、「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」の現況についても議論となった³⁴。このうち、対面カウンセリングの回数が5回までに制限されている理由について、最高裁は、カウンセリングを5回実施しても症状が改善しない場合は医師に引き継ぐことが相当であるとのメンタルヘルス対策の専門業者からの意見を踏まえて5回までと設定し、必要に応じて医療機関を紹介している、5回の対面カウンセリング終了後も電話相談は引き続き無料で受けることが可能であると答弁した上で、医療機関等の費用は裁判員の職務に関連して精神疾患を発症したと認められる場合等は公務災害補償制度の対象になると説明した³⁵。また、メンタルヘルスサポート窓口の利用件数が少ないとの指摘もあり、その周知体制が問われたが、最高裁は、当該窓口の利用方法等を記載したパンフレットを裁判員の選任の段階で全裁判員に配付して職員が内容を説明し、審理、評議、裁判終了後も改めて説明していると答弁した³⁶。

裁判員経験者が悩みやストレスを一人で抱え込まぬよう、裁判員経験者同士の交流の場を設定して意見交換することの有効性についても指摘がなされた。これについて、最高裁は、関連する各裁判体の取組として、その日の公判手続の終了後や全裁判手続終了後に裁判員と裁判官が話をして裁判員に対する事後的なケアに努めた例、事件終了後一定期間経過後に裁判員と裁判官が一堂に会して話をする機会を設けた例、裁判所が裁判員・補充裁判員に電話や手紙で不安や不調がないか尋ねた例を紹介したほか、裁判員から経験者交流のために同事件を担当した裁判員の連絡先を知りたいと要望が

³³ 第189回国会参議院法務委員会会議録第13号6頁(平27.5.26)

³⁴ 第189回国会参議院法務委員会会議録第13号7頁(平27.5.26)、第15号5頁(平27.6.4)

³⁵ 第189回国会衆議院法務委員会会議録第10号24頁(平27.4.22)

³⁶ 第189回国会参議院法務委員会会議録第15号5頁(平27.6.4)

あった場合には、相手方の了解を前提として連絡先を伝えていると説明した³⁷。

イ 凄惨な証拠の取調べの在り方

遺体写真等の凄惨な証拠の取調べに対する裁判員の心理的負担への配慮について、最高裁は、各裁判所における取組として、裁判員等選任手続時に、当該裁判員裁判で遺体写真等の証拠調べの予定があることを裁判員候補者に告げ、不安な方には申し出てもらう、審理、評議中も裁判官や裁判所職員が適宜適切に声掛けをし、裁判終了の一定期間経過後に、裁判官が裁判員経験者に電話をして体調等に問題がないか確認する等の事例を紹介するとともに、最高裁で臨床心理士を招いた研究会を開催し、裁判員が精神的負担を感じる要因や対処方法について意見交換を行っている³⁸と説明した。法務大臣は、検察における取組として、公判前整理手続で必要かつ十分な証拠の取調べ請求を行うことに留意し、証拠に凄惨な写真等が含まれる場合はそのことをあらかじめ裁判員に告げる、カラー写真から白黒写真又はイラスト等で対応できる場合はこれを用いる等の運用をしており、今後更に徹底していく必要があると述べた³⁹。

一方で、遺体写真を加工あるいはイラスト化する、又は公判前整理手続段階でそのような凄惨な証拠の取調べ請求が却下されることについては、被害者遺族等から批判も出ていることから⁴⁰、裁判員の心理負担の軽減策は、遺体写真の前に白表紙をつける、裁判員の柔軟な辞退を認める、カウンセリング体制を充実化させる等の運用で対応すべきとの意見や、過度な証拠の厳選がなされているのではないかとの懸念も示された⁴¹。このような意見に対し、最高裁は、証拠の採否や具体的な取調べ方法等は各裁判体の判断事項であるが、例えば遺体写真の取調べ等に関する東京地裁の申合せでは、裁判員の負担のために必要な証拠を取り調べないというのではなく、その証拠によって立証しようとする事実が何か、その事実の立証のためにその証拠が真に必要なものか、その証拠が裁判員に過度の精神的負担を与えることはないか、他の証拠で代替できないか等を慎重に吟味し、真に必要な証拠であれば取調べ方法を工夫するなどの配慮をした上で取り調べるが、判断のために必要がない又は他の証拠でも代替できる場合には採用しないこととしており、そのような申合せ等も踏まえ、各裁判体で事案に応じた適切な判断を行っていると思われる旨答弁した⁴²。法務大臣は、遺体写真等の取扱いに関する最高検察庁作成の基本方針では、事案によっては、適正妥当な事実認定及び量刑に資するために遺体のカラー写真等の証拠調べ請求をして裁判員に示さなければならない場合もあるとの方針を立てており、そのような方針にのっとり、個々の事案

³⁷ 第189回国会参議院法務委員会会議録第15号6頁（平27. 6. 4）

³⁸ 第189回国会参議院法務委員会会議録第13号4頁（平27. 5. 26）

³⁹ 第189回国会参議院法務委員会会議録第13号10頁（平27. 5. 26）

⁴⁰ 第189回国会参議院法務委員会会議録第10号21、22頁（平27. 4. 22）、参議院法務委員会会議録第14号3、10頁（平27. 5. 28）

⁴¹ 第189回国会衆議院法務委員会会議録第10号21頁（平27. 4. 22）、第14号3頁（平27. 5. 15）、参議院法務委員会会議録第13号11頁（平27. 5. 26）

⁴² 第189回国会参議院法務委員会会議録第13号11、12頁（平27. 5. 26）

について適切に対応していただくことが何よりも必要であると述べた⁴³。

(7) 裁判員の守秘義務の在り方

裁判員等の守秘義務規定については、裁判員制度導入時から様々な意見が出ており、法務省の裁判員制度に関する検討会においても、守秘義務の範囲等を見直すべきか否かについて議論がなされたが、結局現行法の規定を改正すべきとの意見がまとまらなかった。しかし、国会では、裁判員制度への参加意欲を向上させるため、裁判員経験者の自由な意見表明を促して国民に体験談を共有させるという観点、守秘義務の厳しい罰則に対する裁判員の萎縮効果を軽減させるという観点、裁判員及び裁判員経験者が率直な意見交換をして心理的負担を緩和させるという観点、裁判員制度の検証・改善に役立てるという観点から、守秘義務の範囲の縮小あるいは限定的な解除が必要ではないかとの意見が多く出され⁴⁴、関連する附帯決議も付された⁴⁵。

守秘義務の範囲の限界が曖昧なため、裁判員経験者等から不安の声があるとの指摘に対し、法務省及び最高裁からは、守秘義務の範囲は各裁判所において裁判員に様々な説明がなされており、具体的には、評議等の場で裁判官が裁判員に対し、評議室の中で行われる評議の内容、例えば評議の場で誰がどのような意見を言ったかについては明らかにしてはならないなど、守秘義務の対象となる事項について具体例も交えて説明する一方、話してもよいこと、すなわち証人尋問の内容など公開の法廷で見聞きしたこと、裁判員として職務を行った経験や感想など、守秘義務の対象にならない事項についても説明しているものと承知しているとの答弁がなされた⁴⁶。

現行法では、裁判員候補者名簿に登載された者が裁判員候補者になり得ることを公表してはいけないことになっているが、それを禁止する必要はないのではとの意見も出された。これに対し、法務大臣は、裁判員候補者の守秘義務規定は、彼らに対する請託、威迫等のおそれや、興味本位の取材を目的とした接触行為がなされる事態を防止し、プライバシーを保護する趣旨で設けられたが、大変貴重な指摘であるので検討していきたいと述べた⁴⁷。

(8) 上訴審の在り方

平成27年2月、最高裁判所が、裁判員裁判による死刑判決を破棄し無期懲役とした2件の高裁判決を支持する決定を出したことを受けて、国会では、刑事裁判における国民感覚

⁴³ 第189回国会衆議院法務委員会議録第10号21頁（平27. 4. 22）、第14号3頁（平27. 5. 15）

⁴⁴ 第189回国会衆議院法務委員会議録第12号5頁（平27. 5. 12）、第13号3、15頁（平27. 5. 13）、第189回国会参議院法務委員会議録第13号3、11、12頁（平27. 5. 26）

⁴⁵ 参議院法務委員会の附帯決議では、「裁判員の心理的負担を緩和するための方策の推進及び裁判員等の守秘義務の範囲の明確化について更に取り組むとともに、裁判員制度の運用を注視しつつ、守秘義務の在り方全般にわたって引き続き十分な検討を行うこと。」とされ、衆議院法務委員会においても同趣旨の附帯決議が付された。

⁴⁶ 第189回国会衆議院法務委員会議録第10号9頁（平27. 4. 22）、第189回国会参議院法務委員会議録第13号3頁（平27. 5. 26）

⁴⁷ 第189回国会衆議院法務委員会議録第11号12頁（平27. 4. 24）

の反映と公平性の確保のバランスをどう取っていくのかという問題を含め、裁判員裁判における上訴審の在り方について様々な議論がなされ、関連する附帯決議も付された⁴⁸。

まず、裁判員制度施行後の一審判決の破棄率について、最高裁は、裁判官の間では、裁判員制度の趣旨を踏まえ、控訴審は裁判員裁判の判断を尊重すべきとの議論がなされており、現に主要な15の罪名における破棄の割合について、第一審が裁判官裁判である平成18年から20年に終局した控訴審判決と、第一審が裁判員裁判である本制度施行から平成27年2月末までの期間における控訴審判決を比較すると、破棄の割合は17.6%から7.9%に下がっていると説明した⁴⁹。

裁判員に重い負担を課しながら出された裁判員裁判における死刑判決が上訴審で覆されることの妥当性について問われた法務大臣は、一般論として、裁判員の関与した裁判についても量刑の誤りのおそれがあるので、当事者に控訴を認めることが相当であり、現時点では裁判員裁判の判決に対する上訴の在り方を見直す必要性はないと述べた⁵⁰。

死刑事件における裁判員制度の在り方について、法務副大臣は、本制度の対象から死刑求刑事案を外すという議論については、重大事件に市民感覚を生かすことを目的とした裁判員制度を何のために導入したのかということになるが、やはり死刑は究極の刑罰なので公平性の観点が必要である、裁判員裁判における死刑判決は当然上訴審でも十分に重く受け止められた上で、公平性と市民感覚とのバランスをとって判断されるものだと述べた⁵¹。

裁判員裁判で死刑判決が出され、裁判員制度の意義を感じたのに、裁判員の関与しない上訴審で先例重視により判決が覆されたことが納得いかないとの被害者遺族の訴え⁵²を受け、上訴審への裁判員制度の導入も検討していくべきとの意見が出されたが、法務省は、現行法上、控訴審は、自らその事実認定や量刑を新たにやり直すというのではなく、第一審の判決を前提としてその判決の当否を事後的にチェックする形で審理するとされており、そのような性格上、主に書面から成る公判記録により、第一審に提出された証拠、主張や審理経過を精査して、第一審の判断の誤りの有無を審査するという職務内容になるので、そのような経験のない裁判員が市民としての力を発揮できる場面は考えにくく、負担の重さも考慮すると、裁判員が第一審のみに参加する現行制度が適当であると答弁した⁵³。

上訴審における検察官又は高等・最高裁判所の被害者遺族等に対する対応が不十分ではないかとの意見も出された。これに対し、法務大臣は、検察官の犯罪被害者等への配慮の在り方については、上訴審においても相当な範囲で第一審に準じた対応をするよう求める

⁴⁸ 衆議院法務委員会の附帯決議では、「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に訴訟手続を行う制度の在り方について、差し当たり刑事訴訟手続における国民参加の制度である裁判員制度が導入されたことに鑑み、国民の司法に対する理解・支持を更に深め、司法の国民的基盤をより強固なものとして確立するため、広範な視点に立って検討を行うこと。」とされた。参議院法務委員会でも、裁判員制度を上訴審にまで広げるべきとの意見を踏まえ、本制度の対象の範囲について今後検討を行うことを求める附帯決議が付された。

⁴⁹ 第189回国会衆議院法務委員会議録第14号11頁（平27. 5. 15）

⁵⁰ 第189回国会衆議院法務委員会議録第10号15頁（平27. 4. 22）

⁵¹ 第189回国会衆議院法務委員会議録第11号10頁（平27. 4. 24）

⁵² 第189回国会衆議院法務委員会議録第13号5、6頁（平27. 5. 13）

⁵³ 第189回国会参議院法務委員会議録第15号3頁（平27. 6. 4）

とする通達を平成26年10月に全国の検察庁に発出しているが、指摘を真摯に受け止め、被害者等に対する配慮について更に努力していきたいと述べた⁵⁴。最高裁は、控訴審の実情について、「控訴審が一回で結審した場合、事件関係者の方からすれば、裁判所が何もしていないような印象をお持ちになるかもしれませんが、一般的には、当事者から事前に十分な主張や相応の証拠請求などがあって、それらも踏まえて第一審の記録を精査した結果、比較的短時間で審理が終わるという仕組みになっております。」との平成19年刑事訴訟法等に関する意見交換会における出席者の発言を紹介した上で、被害者等が高裁の審理について分かりにくい面があるとすれば、一般論では、高裁の裁判体はその事件の訴訟関係人（被害者等であれば検察官）を通じて適切な情報提供をしていくことになるので、今後も訴訟関係人を通じてスケジュール等の情報提供に努めていきたいと答弁した⁵⁵。

（９）対象事件等の範囲

裁判員制度の対象事件等の範囲については、前述（８）の上訴審への本制度の導入等の論点のほか、主に以下の事案に関する論点が議論され、関連する附帯決議も付された⁵⁶。

ア 性犯罪に係る事案（対象から除外又は除外するか否かの被害者選択制）

性犯罪の事案については、法務省の「裁判員制度に関する検討会」においても、裁判員制度の対象から一律に除外すべき、又は裁判員裁判を実施するか否かを被害者選択制にすべきとの意見があり、議論がなされたが、結合法改正の意見でまとまらなかった。しかし、国会では、性犯罪の被害者は他の事件と異なりできるだけ事件のことを知られたくないという思いが強いため、裁判員裁判で審理することには、今回の法改正又は運用努力だけでは解決できない問題があるとして、改めて見直しを求める意見が出された⁵⁷。これに対し、法務大臣は、「裁判員制度に関する検討会」では、被害者のプライバシー保護は運用上の対応で可能である、性犯罪が除外されると国民が悪質な性犯罪被害について考える機会を失い、実情が理解されないままになる、また、被害者選択制についても、被害者に選択の責任を負わせることへの負担の大きさや、訴訟関係人の希望で裁判員裁判を実施するか否かの仕組みが裁判員制度の趣旨に反する等の指摘があり、消極的意見が大勢を占めたため、今般の法改正には含めなかったと述べた⁵⁸。

⁵⁴ 第189回国会衆議院法務委員会議録第14号6頁（平27. 5. 15）

⁵⁵ 第189回国会衆議院法務委員会議録第14号8、11頁（平27. 5. 15）

⁵⁶ 衆議院法務委員会の附帯決議では、改正法施行3年経過後の検討に当たり、「死刑事件についての裁判員制度の在り方、性犯罪についての対象事件からの除外などの犯罪被害者等の保護の在り方、否認事件への裁判員参加の在り方、裁判員等の守秘義務の在り方等」について、十分な検討を行うこととされた。参議院法務委員会の附帯決議では、当該検討に当たり、「国民の司法に対する理解・支持を更に深め、司法の国民的基盤をより強固なものとして確立する観点から、裁判員制度の対象の範囲、死刑事件についての裁判員制度の在り方、公判前整理手続の在り方等について着目し、十分な検討を行うこと。」とされた。

⁵⁷ 第189回国会衆議院法務委員会議録第13号3、10頁（平27. 5. 13）

⁵⁸ 第189回国会衆議院法務委員会議録第10号15頁（平27. 4. 22）

イ 被告人の請求する否認事案等（対象の拡大）

過去に冤罪が起きた痴漢事件や鹿児島県志布志の公選法違反事件⁵⁹等、一般の市民生活の中で起こり得る事件は、ある意味残酷な殺人事件よりも事実認定に市民感覚を生かしやすいと言えるとして、事件の軽重を問わず否認事件で被告人が請求した場合や、弁護士・検察官のいずれか希望があった場合に裁判員裁判とすべきとの意見が出された⁶⁰。このうち、裁判員制度の対象を被告人の請求する否認事案に拡大することについて、法務大臣は、裁判員制度の制度設計の際、公訴事実に対する被告人の認否による区別を設けないこととすべきとした司法制度改革審議会の意見に基づいて、自白か否認かの別を問わず本制度の対象とすることとしたので、現行制度の基本的な枠組みに相容れない、また、否認事件一般を対象事件とした場合、裁判員裁判の件数が相当数増加するため、国民の過重負担という観点からの問題も指摘されているとして、消極的な見解を述べた⁶¹。

ウ 国民と行政が争う訴訟や公務員により国民が被害者となる事案（対象の拡大）

裁判に国民の良識を反映させるという裁判員制度の趣旨に鑑み、国民と行政が争うような民事・行政事件や、特別公務員暴行陵虐罪⁶²といった公務員によって国民が被害者となるような事件等を裁判員制度の対象に加えてはどうかとの提案がなされた。これに対し、法務大臣は、公務員の犯罪は刑法に様々な規定がある中で、国民がその細かな規定の理解等もしなければならず、全く新しい提起でもあるので慎重に検討したいと述べたが、刑事訴訟手続以外の裁判手続への導入については、司法制度改革審議会において、将来的な課題として検討すべき旨の意見が付されていたことから、現行制度の運用状況をしかりと見ながら、将来的な課題として検討すべきものであると述べた⁶³。

(10) 起訴率の低下と裁判員制度との関係

殺人罪や強盗致死傷罪の起訴率の統計を見ると、裁判員制度開始後急激に低下しているように見受けられることから、裁判員裁判対象罪名で受理した事件を、あえて裁判員裁判対象でない軽い罪名で起訴する「罪名落ち」という現象が起きているのではとの指摘があり⁶⁴、これに関連した附帯決議も付された⁶⁵。委員会での指摘を受けて起訴率の低下に関する分析を行った法務省は、近年の起訴率の低下傾向は殺人罪、強盗致傷罪のいずれも裁判

⁵⁹ 「志布志事件」は、平成15年4月の鹿児島県議会議員選挙に際し、候補者の選挙運動に関して、同県曾於郡志布志町内で行われた会合の場で発生したとされる公職選挙法違反（買収）事件。13名が起訴されたが、公判中被告人全員が起訴事実を否認し、鹿児島県警察の取調べも問題となり、平成19年2月、鹿児島地方裁判所において、判決時に生存していた12名全員に対して無罪判決が言い渡された。

⁶⁰ 第189回国会衆議院法務委員会議録第12号5頁（平27.5.12）、第189回国会参議院法務委員会議録第15号11頁（平27.6.4）

⁶¹ 第189回国会参議院法務委員会議録第15号11頁（平27.6.4）

⁶² 「特別公務員暴行陵虐罪」とは、裁判、検察、警察等の特別公務員や刑務所の看守などが、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者等に暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をする罪（刑法第195条）。

⁶³ 第189回国会参議院法務委員会議録第15号4、5頁（平27.6.4）

⁶⁴ 第189回国会衆議院法務委員会議録第10号17頁（平27.4.22）、第11号12頁（平27.4.24）

⁶⁵ 衆議院法務委員会の附帯決議において、「裁判員制度施行後における殺人罪及び強盗致死傷罪等の起訴率の低下と制度の影響との因果関係について、本法の附則に基づく検討までに検証を行うこと。」とされた。

員制度施行前から始まっており、本制度の施行と連動しているものとは言い難いと答弁したが、国民に余計な憶測を呼ばないためにも、今後犯罪白書等において国民にきちんと一連の説明をすべきとの意見が出され、法務大臣は、これから更にデータ収集や分析手法の検討を進め、犯罪白書にどのように表現するかも含めて検討していきたいと述べた⁶⁶。

5. おわりに

裁判員制度は、施行前には様々な懸念や不安の声が上がり、実施延期論や廃止論も強く主張されていた。しかし、施行後6年が経過して、むしろ今般の国会論議では、裁判員制度の導入が刑事司法に良い効果をもたらしているとして対象範囲の拡大を求める意見など、本制度の定着が進んでいることを前提とした議論に重点が移った。また、平成25年6月の『裁判員制度に関する検討会』取りまとめ報告書の公表後に、元裁判員による国家賠償請求事件や裁判員裁判の死刑判決を破棄した高裁判決を支持した最高裁判所決定が出てきたことを受け、新しい状況下で本制度の議論を絶えず行っていく必要性が再認識された。

以上のようなことも踏まえ、本法律案に対しては、改正法施行3年後の見直し規定を追加する修正がなされたが、本規定に基づく検討の場を設けるに当たっては裁判員経験者や犯罪被害者等の意見が反映されるようにすることを政府に求める附帯決議⁶⁷も付されたことから、今後は、国民の視点からの多角的な検討が必要となるものと思われる。特に、裁判員制度導入前から指摘されていた裁判員等の守秘義務の問題は、今般の国会論議においても依然として大きな課題として挙げられたことから、当該論点は、裁判員経験者の体験を共有させるための在り方とともに引き続き再検討が求められることになるだろう。

いずれにせよ、「裁判員制度というのはまだまだ発展途上」⁶⁸である。裁判員制度が国民の理解・支持を得てより良いものへと発展していくために、今後の検討に当たっては、中長期的な視野に立ち、より踏み込んだ議論が積み重ねられることを期待したい。

(うちだ あやこ)

⁶⁶ 第189回国会衆議院法務委員会議録第14号7、8頁(平27.5.15)

⁶⁷ 参議院法務委員会の附帯決議では、「本法附則に基づく3年経過後の検討の場を設けるに当たっては、国民の視点からの見直しの議論が行われることの重要性を踏まえ、裁判員経験者、犯罪被害者、法廷通訳人などの裁判員裁判関係者の意見が反映されるようにすること。」とされ、衆議院法務委員会でも同趣旨の附帯決議が付された。

⁶⁸ 第189回国会衆議院法務委員会議録第12号5頁(平27.5.12) 江川参考人の発言。